

稲沢市中小企業設備投資促進補助金のご案内

令和8年3月25日時点

①概要

この補助制度は、中小企業の設備投資を促進するため、「中小企業振興奨励金」を改正し、事業用家屋(建物)および償却資産の新規取得を支援するものです。

②対象事業者

- ・稲沢市に法人等の届出のある中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小法人、個人事業主。
- ・令和7年12月31日以前から事業を営んでおり、市税の未納がない者。

③対象外となる事業者

- ・農業、林業、漁業
- ・非営利団体(医業を主たる事業とする法人を除く。)

③補助対象

次のいずれにも該当するもの。

- ・令和7年1月2日から令和8年1月1日までに、事業の目的で取得した家屋(建物)・償却資産で、固定資産税が新たに課税されるもの。
- ・家屋(建物)は「固定資産税課税標準額」、償却資産は「取得価額」が 1点あたり100万円以上であること。
- ・自己の事業用に供されるものであること。
※アパート・社宅等の居住施設、またはリース・賃貸等により第三者への居住・使用提供を目的とする物は対象外。
- ・相続もしくは法人成等による取得ではなく、売買により取得したもの。
- ・本市の他の補助金の交付対象となっていないこと。

④補助金額

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額(1事業者あたり)
家屋(建物)	固定資産税課税標準額 (1点100万円以上)	1%	上限50万円 (各区分ごとに千円未満切り捨て)
償却資産	取得価額 (1点100万円以上)		

⑤申請方法

【受付期間】 令和8年4月1日(水)～9月30日(水)

【申請書類】

- ① 稲沢市中小企業設備投資促進補助金交付申請書
- ② 中小企業設備投資促進補助金種類別明細書
- ③ 補助金等交付請求書
- ④ 償却資産申告書及び償却資産種類別明細書の写し(償却資産の場合)
- ⑤ 固定資産税納税通知書の課税明細書の写し(家屋の場合)

※①、②、③については、市ホームページからダウンロードしてください。

市ホームページ ID:5299

【提出先】

メール:chusho@city.inazawa.aichi.jp(可能な限りメールでの申請をお願いします)

郵送:〒492-8269 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所 商工観光課

持参:稲沢市役所 商工観光課窓口(本庁舎2階)

【問い合わせ先】 稲沢市役所 商工観光課 中小企業グループ

TEL:(0587)32-1395 FAX:(0587)32-1240

